

小規模用消防計画作成例

概ね延べ面積 3,000 m²未満の対象物やテナント用

※この作成例は、基本的な内容を記載したものになりますので、赤字を参考防火対象物の用途や規模に応じて、作成してください。

我孫子市消防本部

作成の留意事項と用語解説

	<p>防火管理者とは</p>	<p>多数の人が利用する建物などの火災による被害を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理業務を計画的に行う責任者をいいます。</p>
	<p>防火管理者の資格とは</p>	<p>◆防火管理業務を適切に遂行することができる「管理的、監督的地位」にあること ◆防火管理上必要な「知識・技能」を有していること（防火管理講習修了者、学識経験者等）</p>
	<p>管理権原者とは</p>	<p>建物・施設の防火管理について権原を有する人。建物の所有者・事業所の代表取締役・マンション管理組合の理事長など。管理権原者は防火管理者を選任し、必要な業務を行わせることが義務付けられています。</p>
	<p>統括防火管理とは</p>	<p>一定規模以上の対象物で、その管理権原が分かれているもの（いわゆる雑居ビル）については、各々の管理部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を定め、防火対象物全体の防火安全を図ることを義務付けています。</p>
	<p>統括防火管理者を定めなければならない対象物</p>	<p>次のいずれかに該当するもので、管理権原者が分かれているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高さ31mを超える高層建築物 イ 特定防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの ウ 非特定防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの エ 消防長又は消防署長が指定した地下街 オ 準地下街 <p>注) イのうち、福祉施設（6）項口の用途部分を含むものについては収容人員10人以上</p>

第2	自衛消防隊とは	火災時に対応するための「初期消火担当」「避難誘導担当」「通報連絡担当」などを定めます。 隊長は防火管理者などを充てます。
第6	消防用設備等点検結果報告とは	消火器やスプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備が、火災の際に正常に作動しないと人命にかかわることから、定期的に点検し、消防（予防課）へ報告することが義務付けられています。
	消防用設備等点検の時期は	6カ月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検を行う必要があります。 機器点検：外観又は簡易な操作による確認をする点検 総合点検：実際に消防設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検
	消防用設備等点検結果報告書の提出頻度は	建物の用途によって決められた期間ごとに提出する必要があります。 ◆特定防火対象物 1年に1回の報告 （用途例：物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物） ◆非特定防火対象物 3年に1回の報告 （用途例：工場、事務所、共同住宅、学校、駐車場等）
	消防用設備等点検者	一定条件以上の建物の消防用設備等点検は、有資格者（消防設備士または消防設備点検資格者）による実施が消防法で義務付けられています。
	防火対象物定期点検とは	特定用途の対象物で、収容人員が300人以上である等消防法施行令第4条の2の2に該当する対象物は、1年に1回点検し消防（予防課）に報告することが義務付けられています。
	防火対象物定期点検者	点検は、有資格者（防火対象物点検資格者）による実施が消防法で義務付けられています。

統括防火管理 [該当・非該当]

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日作成

第1 目的と適用範囲

該当する方を○で囲みます。

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ①〇階の（株）〇〇部分に勤務者が守らなければならない。

★地震防災対策強化地域等に所在する防火対象物で消防法施行規則第3条第4項、6項、8項に該当する場合記入します。
（我孫子市は指定地域外です）

第2 自衛消防隊の編成及び任務等

自衛消防隊長 [② 防火管理者]

	火災発生時の任務	★警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡担当 <u>社員 A</u>	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 <u>社員 B</u>	(1) 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 <u>(3) 屋内消火栓を活用して消火する。</u>	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導担当 <u>社員 C</u>	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力を挙げる。	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置に就く。 (2) 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
応急救護担当 <u>社員 D</u>	<u>(1) 応急救護所の設置</u> <u>(2) 負傷者の応急処置</u> <u>(3) 救急隊との連携、情報の提供</u>	

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1・別表2による。

検査対象	検査実施時期	検査実施者	検査実施場所
別表1	毎日終業時	火元責任者	
別表2	4月、10月	火元責任者	

③ 不備欠陥事項の改修は、管理権原者が行う。

別表1「日常点検表」に定める検査項目について
毎日終業時など頻度を定め記入します。
別表2「定期点検表」に定める検査項目を定期的
に検査する頻度を定め記入します。

第4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かない。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用してはならない。

第5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- (5) ごみ箱は、ごみ収集日の朝までごみ集積場には出さない。

第6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備を修正する。
- (2) 点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、保管する。
- (3) 点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、早急に改修する。

法令点検の結果は管理権原者に報告し、
不備については早急に改修します。

④(4) 消防用設備等の点検は、建物所有者側が実施する。

設備名	消火器、自動火災警報設備、避難器具、誘導灯	点検時期	機器点検〇月、〇月 総合点検〇月
点検実施者	〇〇防災設備㈱		

第7 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒・落下・移動防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
 - (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
 - (3) 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び避難活動に関する協力体制の確立を図るものとする。
 - (4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気使用設備器具の直近にいる⑤ 従業員 は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
 - (5) 地震時の活動は、第2の自衛消防隊による活動を原則とする。
 - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる⑥ 在館者 に適切な指示を行う。
 - イ 避難に当たっては、身の安全を確保した後⑦ 屋外駐車場 へ避難させる。
 - ウ 在館者を広域避難場所⑧ (〇〇 〇丁目「〇〇小学校」) へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- ⑨エ 要救助者を発見したときは、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して人命救助を行うものとする。

日頃から転倒、落下防止等の措置を講じておくことが必要です。

★（警戒宣言、津波警報等が発せられた場合における対応措置）

- (1) 防火管理者は、警戒宣言、津波警報等が発せられた旨の内
直ちに営業を中止することを在館者に伝達する。
- (2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施
を実施する。

★地震防災対策強化地域
等に所在する防火対象物
で消防法施行規則第3条
第4項、6項、8項に該
当する場合記入します。

第8 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出さ
せ、必要な指示を行う。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会う。
- (3) 工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。
- (5) 溶接、その他火気等を使用する工事を行う場合は消火器等の準備をする。

第9 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
- (2) 消防計画の変更の届出
- (3) 防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防機関に報告⑩1年に1回（〇月）
- (5) 改装工事時の「工事中の消防計画」
- (6) 消火、避難訓練を実施する際の通報
- (7) その他

ア 催物の届出

イ 火を使用する設備の届出

ウ 消防用設備等の設置の届出

消防設備の点検は、半年ごとに実施し、
特定防火対象物は1年に1回、非特定防
火対象物3年に1回、消防機関に報告を
行わなければなりません。

統括防火管理に該当する場合
（雑居ビル等）は、記入して
ください。

第10 統括防火管理者への報告

- ⑩ 全体についての消防計画で定めている統括防火管理者に報告しなければならない事項が発
生した場合は、直ちに報告する。

★第11 防火管理業務の一部委託^⑩（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおり委託する。

★委託の有無を○で囲みます。
一部を警備会社等に委託している場合は、委託内容を別紙等で記載し添付します。

第12 防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に別紙1・2の「防災の手引き」を配付する。

対象者	実施者	実施時期	内容等
従業員等	防火管理者	○月・○月 必要の都度	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。
新入社員 パート	防火管理者 教育担当者等	採用時 必要の都度	

統括防火管理に該当する場合（雑居ビル等）は、記入してください。

- (2) その他

^⑬全体についての消防計画に定められているビル全体で実施する防災訓練に参加する。

第13 訓練

不特定多数の人が利用する店舗・病院等は、消火訓練・避難訓練を年2回以上実施が消防法施行規則で義務付けられています。事務所や作業場などは定期的実施するよう頻度を定めてください。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 ^⑭ ビル全体として実施される総合訓練に参加する	○月 _____ _____ _____
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	○月 _____ ○月 _____

統括防火管理に該当する場合は、必要に応じて記入してください。

その他

・消火訓練・避難訓練は年2回以上実施する。

・訓練を実施する場合は、消防機関に通報する。

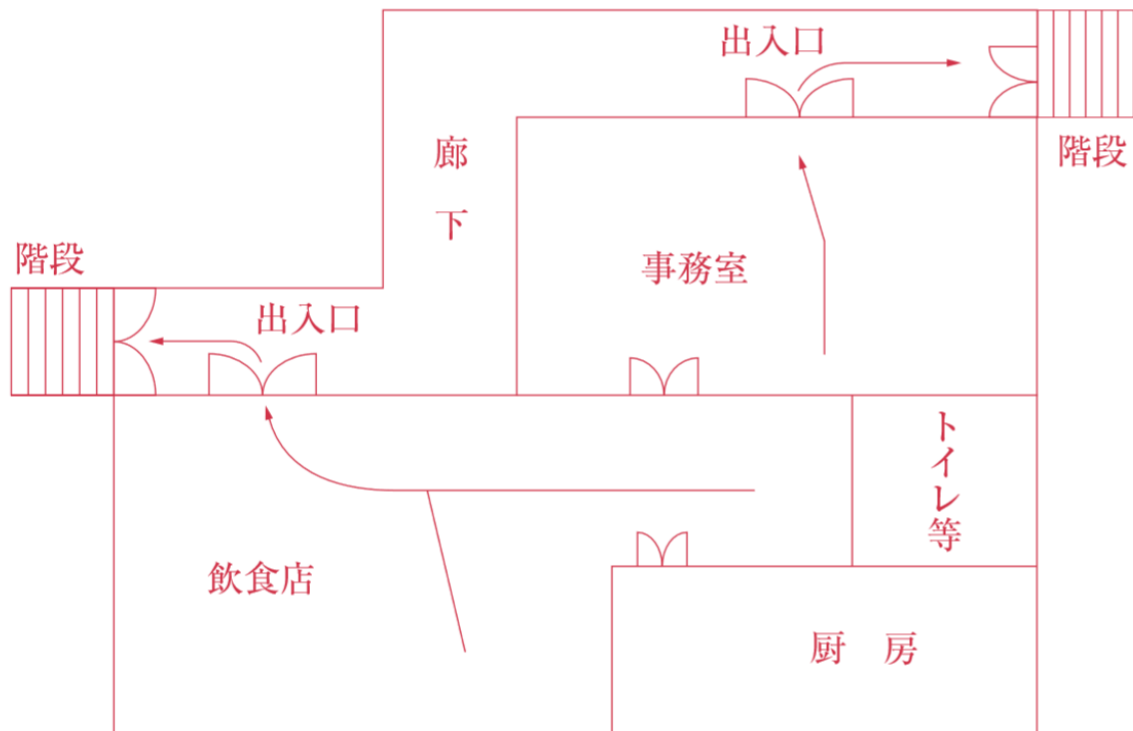
第14 その他防火管理上必要な事項

⑮ 緊急連絡先 ○○ ○○ TEL ○○ (○○○○) ○○○○

第15 避難経路図

⑯ 避難経路図

簡単な平面図とし、避難経路を矢印で明記し、
従業員等の休憩室等に掲示しておきます。



別表 1

自主検査表（日常） 〇〇 月検査実施者 火元責任者

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の物品の有無	終業時の火気の確認	電源遮断の確認	倉庫等の施錠確認	火気使用器具の異常の確認	電気器具の配線劣化・損傷	共用部分の可燃物の有無	吸い殻の処理
1	月	○	○	○	○	○	○	○	○
2	火	○	○	○	○	○	○	○	○
3	水	○	○	○	○	○	○	○	○
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

検査項目は、事業所や店舗の特性に応じて
定めてください。

（備考）検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者 確認	
-------------	--

事業所や店舗の特性に応じて実施項目、
確認箇所を定めてください。

別表 2

自主検査表（定期）

実施項目		確認箇所	確認結果	
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○	
	(2) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	○	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	○	
	(4) 外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	○	
避難施設	(1) 避難通路	① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品等を置いていないか。	○ ○	
	(2) 階段	階段室に物品が置かれていないか。	○	
	(3) 避難階の避難口	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	○ ○ ○	
火気使用設備器具	(1) 暖房設備	① 可燃物からの保有距離は適正か。 ② 燃焼器具の周囲部に炭化しているところはないか。	○ ○	
	(2) ストープ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。	○ ○	
電気設備	電気器具	① コードに亀裂、劣化、損傷はないか。 ② 許容電流の範囲内で適正に使用しているか。	○ ○	
その他	危険物	① 容器の転倒、落下防止措置はしてあるか。 ② 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	○ ○	
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係 ○○ ○○	年 月 日	火気使用設備器具 ○○ ○○	年 月 日	
避難関係 ○○ ○○	年 月 日	電気設備 ○○ ○○	年 月 日	

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

〔消防計画について〕

（株）〇〇（〇〇ビル）の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐ

**事業所や店舗の特性に応じて
定めてください。**

〔その他〕

- (1) 厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある店舗等）
- (2) たばこの吸い殻は、不燃性の水をためた容器に収集し、定期的に清掃してください。
- (3) 飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。（飲酒させる店又は酔客を収容する施設等）
- (4) 酔客者を優先して避難誘導してください。（飲酒させる店又は酔客を収容する施設等）

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（従業員A）
- 2 初期消火担当者（従業員B）
- 3 避難誘導担当者（従業員C）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（火元責任者A）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（火元責任者A）

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに

**事業所や店舗の特性に応じて
定めてください。**

〔その他〕

- (1) 厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある店舗等）
- (2) たばこの吸い殻は、不燃性の水をためた容器に収集し、定期的に清掃してください。
- (3) 飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。（飲酒させる店又は酔客を収容する施設等）
- (4) 酔客者を優先して避難誘導してください。（飲酒させる店又は酔客を収容する施設等）